

## 受託候補者選定に係る審査基準

### 1 基本的な考え方

受託候補者の決定にあたっては、京都市にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、総合評価点が最も高い受託希望者を受託候補者とする（総合評価方式）。

ただし、受託希望者が1者の場合、総合評価点の採点結果が一定点数（240点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

#### (1) 技術点の評価

受託希望者の業務提案書の記載内容及びヒアリングの内容で評価し、「技術点」を与える。

（満点300点）

#### (2) 価格点の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。（満点100点）

#### (3) 受託候補者の選定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数が最も高い受託希望者を受託候補者とする。（満点400点）

#### (4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

ア 受託希望者それぞれの「技術点」及び「価格点」が異なる場合  
「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 受託希望者それぞれの「技術点」及び「価格点」が同じ場合  
当該者それぞれにくじを引かせ、受託候補者を決定する。

### 2 技術点

#### (1) 技術点の配点

別紙5に基づき、採点を行う。

#### (2) 記載項目の評価基準（評価項目）

各項目の評価ポイント等については、別紙5を参照すること。

#### ア 基礎点の考え方

評価対象の各項目を下記５段階で評価する。

| 判定 | 評価                                   | 項目評価点 |
|----|--------------------------------------|-------|
| A  | 優れている。記述に具体性があり、本市の要求水準以上の提案である。     | ４点    |
| B  | やや優れている。記述に具体性があり、若干の評価要素も備えている。     | ３点    |
| C  | 記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。 | ２点    |
| D  | 本市の要求水準を満たすが、記述に具体性がなく、評価要素がない。      | １点    |
| E  | 仕様を満たしていない。                          | ０点    |

#### イ 加重度の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重度を設定している。

#### ウ 技術点の計算

技術点は、次の式により計算する。

- ① 項目評価点＝基礎点×項目加重点
- ② 技術点＝項目評価点の合計

#### エ 採点方法

別紙５に基づき、各審査者が採点した点数（価格点を除く。）について、各項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出し、各項目の平均点を合計する。

なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いたときは、それぞれ１人分の点数を除く。

### ３ 価格点

見積価格に応じて、「価格点」を算出する。

※ 有効桁数は小数点第１位とし、小数点第２位を四捨五入する。

なお、算定に用いる価格の単位は「千円とし、小数点第１位を四捨五入する。